

平成30年度 河川愛護モニターを募集します

国土交通省では、沿川住民の方々のご協力のもとに、河川整備・河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連帯をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及及び河川の適正な維持管理に資するために、河川愛護モニター制度を実施しております。

現在2名の河川愛護モニターを委嘱しておりますが、6月末で任期が終了するため、以下のとおり新しい愛護モニターを募集します。

◇活動内容

河川愛護モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることを主な任務とするものであり、定期的に河川を巡視、あるいはゴミ投棄等の不法行為者等に対して直接注意・指示して是正を図る等の特別な資格や権限を有するものではありません。

活動内容は、次の事項を河川愛護モニターとして河川管理者に連絡（1ヶ月に1回の定期と随時）することが主です。

また、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただくこともあります（余暇時間等で対応できるような範囲です）。

◇活動地区

高瀬川河口から小川原湖周辺の中で、委嘱される方が日常的に接する地区

◇応募資格

高瀬川や小川原湖に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、上記1の活動内容を実行できる活動力を有する満20歳以上の健康で、近隣に居住する方

◇募集人員

東北町、六ヶ所村から各1名

◇手当

月額4,500円程度（平成29年度実績）の予定。

◇委嘱方法と任期

河川愛護モニターは、東北地方整備局長より委嘱されます。

任期は、平成30年7月1日から翌年6月30日までの1年間です。

◇応募方法

履歴書及び「自分と小川原湖との関わり」について簡単に記述したものを、平成29年5月11日（金）（必着）までに応募先に送付下さい。

◇応募先、問い合わせ等

高瀬川河川事務所 総務課

〒039-1165 八戸市石堂三丁目7-10

TEL0178-28-7135 内線 230

※個人情報に関して

郵送していただいた履歴書は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱い、河川愛護モニターのために活用させていただくものであり、これ以外の目的で使用することはありません（履歴書の返送は行いません）。